

十日町市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年12月28日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和3年度第1回 監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
 - (1) 対象部署
生涯学習課、教育総務課、文化財課、学校教育課、スポーツ振興課
 - (2) 対象事務
令和3年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
- 4 監査の着眼点
財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和3年9月29日から令和3年11月29日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 生涯学習課

① 指定事業

「十日町市文化協会連合会補助金」

② 意見

- ・全体の事業費や事業計画書などの内容からすると、事務委託料の割合が非常に高いと思われる。活動内容や事業費の執行内容が十分に確認できる領収書等証拠書類の提出を求め、補助金支出の整合性を精査した上で補助金額の確定を行っていただきたい。

(2) 教育総務課

① 指定事業

「小・中学校施設整備事業」

(予備監査は、水沢中学校トイレ改修工事と田沢小学校普通教室空調設置工事を実施。)

② 意見

- ・随意契約について、その理由が明記された書類が確認できなかった。契約に当たっては、競争性、透明性、公平性が求められることから、契約に対する信頼性を損なわないよう努めていただきたい。
- ・施設整備の実施については、施設の老朽化や学区再編計画との関係もあることから、適切に見極めながら進めていただきたい。

(3) 文化財課

① 指定事業

「縄文体験観光プログラム事業」

② 意見

- ・コロナ禍の影響もあり、これまでの本番ツアーは全て中止となり残念であった。主に海外の方をターゲットとしたツアーではあるが、「食かける賞」の受賞や複数のテレビ放映などをきっかけに、国内外の様々な方から注目いただいているとの説明であった。ツアーに参加される方の満足度が高まる事業が展開されることを期待する。

(4) 学校教育課

① 指定事業

「学校給食センター調理・配送業務委託（5施設）」

② 意見

- ・来年度から長期継続契約を導入予定との説明であった。長期継続契約により、安定的な業務運営や事務の効率性などの効果が期待される。導入による効果についても今後検証いただきたい。

(5) スポーツ振興課

① 指定事業

「十日町市体育施設指定管理委託」
(市総合体育館ほか8施設の指定管理業務)

② 意見

- ・基本協定書や仕様書などに基づく各種提出書類について、提出の確認ができないものが複数あった。所管課から指定管理者に対して指導を行うとともに、所管課においても遅滞なく履行の確認を行っていただきたい。